

1 地域防災計画とは

- 地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、清須市防災会議が地域の防災に関する事務または業務について総合的な運営を具現化するために立案するものであり、**市と地域住民、行政機関・公共機関が効果的で具体的な防災活動を実施することを重点目標**として作成するものです。
- 自然災害、事故災害から地域住民の生命や身体、財産を保護するばかりでなく、**被害を最小限に軽減**し、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るための重要な計画です。

2 地域防災計画修正の根拠

- 地域防災計画は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関する事項別の計画について定めた総合的な計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならないとされています（災害対策基本法第42条）。
また、地域防災計画の作成及び修正は市防災会議の所掌事務とされています（災害対策基本法第16条及び清須市防災会議条例第2条）。

3 清須市地域防災計画修正の主旨

- 本市では、平成12年9月の東海豪雨により大きな被害に見舞われました。全国的には、平成27年9月の関東・東北豪雨や平成30年7月豪雨等、大型台風や集中豪雨による河川氾濫や土砂災害等の被害が多く発生しています。また、平成23年3月の東日本大震災では、ライフラインの途絶や交通ネットワークの停止、帰宅困難者への対応等の様々な課題が浮き彫りとなった他、平成30年9月の北海道胆振東部地震は、北海道内全域で約295万戸が停電となる、国内初のブラックアウトが発生するなど、大きな被害が生じました。

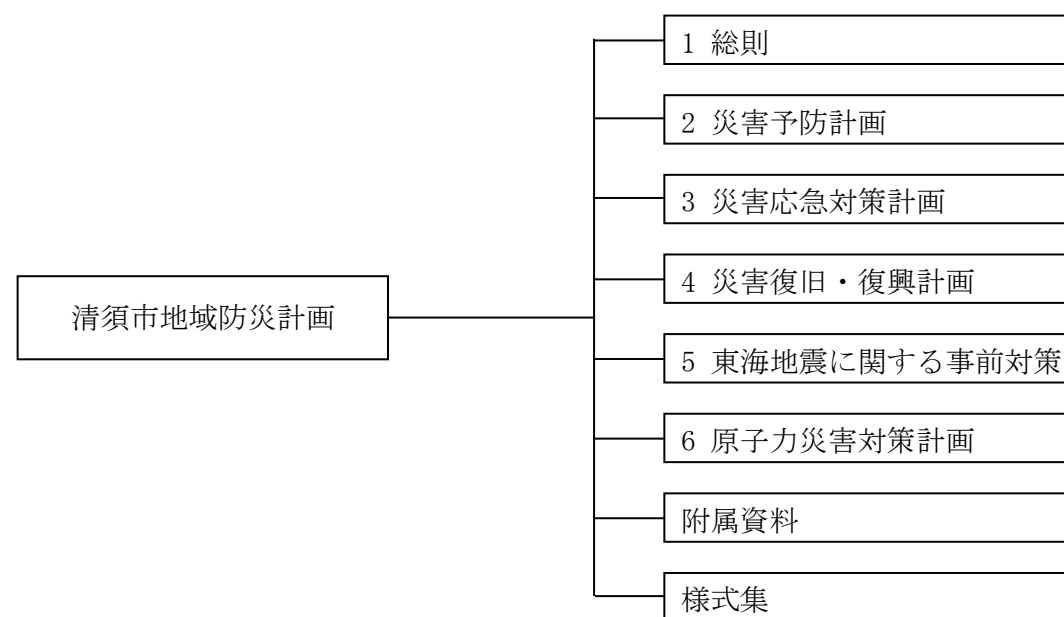
⇒**近年、従来の想定を大きく上回る災害が発生**しており、こうした災害から、いかに市民の生命・財産を守っていくかが大きな課題となっています。さらに、近い将来に発生すると考えられている**南海トラフ地震等について国や愛知県で被害想定・対応策が議論されています。**

- 全国的にも、防災・減災に関する議論がなされ、災害対策基本法をはじめとする各種防災関連法制度が改正されており、これを受けて国や愛知県の防災計画も毎年修正が実施されています。**愛知県においては平成30年5月に愛知県地域防災計画の修正**がなされました。

⇒そこで、修正された愛知県地域防災計画との整合を図りつつ、清須市地域防災計画に**必要な修正を行いました。**

4 清須市地域防災計画の構成

- 清須市地域防災計画の構成は、以下のとおりです。



1 総則	計画の目的・方針、市及び関係機関の所掌事務、市の概況等を整理しています。
2 災害予防計画	災害による被害を未然に防止・軽減し、応急対策を効率的に実施するための骨格となる計画です。
3 災害応急対策計画	発災した場合に、迅速かつ的確な対応により、被害を最小限に抑えるための計画です。
4 災害復旧・復興計画	災害から一刻も早く市民生活、経済活動が平常に戻るようにするための計画です。
5 東海地震に関する事前対策	大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化計画に準じた計画です。
6 原子力災害対策計画	福島第一原子力発電所の事故を踏まえた、原子力災害に対応するための計画です。
附属資料	市の防災に関連する情報を整理しています。
様式集	被害状況の取りまとめや県への報告、各種応援要請の際に必要な様式を整理しています。

5 主な修正事項

清須市地域防災計画の主な修正事項は、以下のとおりです。(※**■**は清須市の対応)

I 清須市の取り組みに係る修正事項

◆被災者生活再建支援に係る独自制度の創設

⇒自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法による支援の対象とならない世帯の生活再建に資するため、市が当該世帯に被災者生活再建支援金を支給する制度を創設したため、その旨を追記した。

<主な修正箇所>

○災害復旧・復興計画 第5章 被災者等の生活再建等の支援 P474

被災者の生活再建を支援し、被災者の速やかな復興に資することを目的とし、平成30年9月に清須市被災者生活再建支援金支給要綱を制定した。

◆ボランティア団体等との連携のとれた支援活動の展開

⇒地域の防災関係者間が日頃から連携を進め、災害時にはボランティア団体等とともに、協力体制を確保できるよう、市、県が情報をボランティア団体等と共有する場を設けるなどの記載を追加した。

清須市総合防災訓練や地域の自主防災訓練等を通じ、日赤奉仕団や自主防災ボランティア等との連携を強化する。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第1章 防災協働社会の形成推進 P34

○災害応急対策計画 第1編 第4章 応援協力・派遣要請 P167

II 水防法の改正等に伴う修正

◆予想される水災の危険性の周知

⇒水防法の改正に伴い、市長は、区域内にある河川のうち洪水時に避難を確保することが特に必要と認められる河川について、過去の浸水状況等を把握することに努め、予想される水災の危険を住民等に周知させることとなったため、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第2章 水害予防対策 P39

平成31年度より愛知県が構築した市町村防災支援システムを活用し、情報の収集や伝達に努める。平成31年度に既存の「水害対応ガイドブック」をより大規模な被害を想定した内容に改訂する。

◆要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

⇒水防法の改正に伴い、要配慮者利用施設の所有者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成、市長への報告及び訓練の実施を行うことになったため、必要な修正を行った。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第2章 水害予防対策 P42

施設管理者に対し、防災意識の向上を図るとともに、施設管理者が主体的に避難確保計画を作成できるよう、市の関係部局が連携し支援を行う。

◆避難確保計画を作成しない要配慮者利用施設の管理者に対する指示

⇒水防法の改正に伴い、市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、計画が作成されていない場合は、所有者等に必要な指示をすることができ、正当な理由なく指示に従わなかった場合はその旨公表することができることとされたため、記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第2章 水害予防対策 P41

○災害予防計画 第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策 P84

清須市地域防災計画に記載されている要配慮者利用施設において、避難確保計画を作成している施設は一部であるため、未策定の施設管理者に対し、計画の必要性について、丁寧な説明を行い作成の支援を行う。

清須市地域防災計画の修正について

◆水防活動を行う民間事業者による緊急通行等

⇒水防法の改正に伴い、水防団等に加え、水防管理者から委任を受けた者が緊急時に一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し損失を補償しなければならないなどの記載を追加した。

<主な修正箇所>

○災害応急対策計画 第1編 第8章 水害防除対策 P196

消防団や災害協定を締結した市内の土木・建設業者とともに、応急対策業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、総合防災訓練等を通じ連携強化を図る。

Ⅲ 国の防災基本計画の修正やその他の法令の改正等に伴う修正事項

◆避難勧告等に関するガイドラインの改正に伴う記載の整理

⇒「避難勧告等に関するガイドライン」の改正に伴い、いざというときに市長自らが躊躇なく避難指示等を発令できるよう、具体的な区域を設定することとしたため、必要な修正、記載の追加を行った。

<主な修正箇所>

○災害予防計画 第8章 避難行動の促進対策 P75

避難勧告等の発令は、原則、各河川の水位や気象状況を基準としている。清須市地域防災計画や清須市職員初動マニュアル等に則り、的確な避難行動の支援や被害の拡大防止に努め、「逃げ遅れゼロ」を目指す。